

このメリット、知ってました？ 「法定相続情報証明制度」

何度も
戸籍謄本を
集める苦勞に
サヨナラ！

相続に伴う各種手続は「書類も複雑で面倒!」という話を耳にしたことはありませんか？
法務局では面倒な手続を便利にして、相続する人たちを応援する新しい「法定相続情報証明制度」を
スタートさせています。知っておくとメリットの多いこの制度、ぜひ利用してみませんか。

面倒な手続がより早く、より便利に



所有者不明の
土地を合わせると、
九州と同じ広さ!



相続登記が少しでも楽になるようにと、平成29年からスタートした制度です。全国には登記されないまま、所有者不明となっている土地・建物が多くあり、空家問題・災害復旧の妨げになっています。



法務局で必要な枚数を無料で交付してもらえます



「法定相続情報証明制度」って何？

「法定相続情報証明制度」は相続手続を行う際に、戸籍謄本の束を何度も集める必要がなく、預貯金の払い戻しや相続登記等のいろいろな相続の手続がスムーズになる制度です。

これまで戸籍書類が何通も必要だったものが、一度所定のものを用意して「法定相続情報一覧図」を作

成しておけば、無料で必要枚数を交付しますので、ケースによってはコスト面でのメリットもあり、大変便利な制度です。

この制度を利用するには、裏面のような必要書類をそろえ、法務局に申出してください。詳細については、法務局のホームページをご覧ください。

また、手続は弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士に依頼することもできます。

手続の流れ

STEP
1

必要書類を集める。

STEP
2

Step1で集めた被相続人(亡くなった方)の戸籍謄本や除籍謄本から判る法定相続情報一覧図を作る。

STEP
3

申請書を記入し、必要書類と法定相続情報一覧図とあわせて法務局へ申出をする。

書類に不備がなければ、2～7日で、提出した一覧図に認証文を付けた「法定相続情報一覧図の写し」を交付します。

※戸籍除籍謄本等は返却します。

必要書類

- 亡くなった方の
戸籍謄本や除籍謄本
- 亡くなった方の
住民票の除票
- 相続人全員の現在の
戸籍謄本又は抄本
- 申出人(相続人の代表で
手続をする人)の
身分確認ができる公的書類※

※◆運転免許証のコピー
◆マイナンバーカードの表面のコピー
◆住民票記載事項証明書
(住民票の写し)など
これら以外のもは法務局に確認を

申出は以下を管轄するいずれかの法務局で!

- 亡くなった方の本籍地
- 亡くなった方の最後の住所地
- 申出に来た人の住所地
- 亡くなった方の不動産の所在地

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書 別紙第1号様式

(補完年月日 令和 年 月 日)

申出年月日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	-
被相続人の表示	氏名 最後の住所 生年月日 死亡年月日	年 月 日 年 月 日	
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 被相続人との続柄	- - -	
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 申出人との関係	- - -	<input type="checkbox"/> 委任による代理人
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> その他()		
必要な写しの 複製・交付方法	通 (<input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) <small>※郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の住所(事務所)にある住所(事務所)となる。</small>		
被相続人名義の 不動産の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <small>(有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。)</small>		
申出先登記所の 種別	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所地 <input type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地		
<small>上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通知の一覧図の写しの交付を申出し希望する。交付を受けた一覧図の写しについては、相続手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しませんが、申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び連絡書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。</small>			
(地方) 法務局 支局・出張所 宛			
<small>※受領確認書類(不動産登記規則第247条第6項の規定により記録する書類に限る。)</small>			
戸籍(個人)全部事項証明書(通)、除籍事項証明書(通) 戸籍謄本(通) 除籍謄本(通)、改製原戸籍謄本(通) 戸籍の附票の写し(通) 戸籍の附票の除票の写し(通) 住民票の写し(通)、住民票の除票の写し(通)			
受領	確認1	確認2	交付
			受取

申出書は法務局の
ホームページからも
ダウンロード可能

申出は郵送に
よることも可能

法定相続情報証明制度の
詳しい手続については
法務局ホームページで

法務局法定相続情報証明制度

検索

長崎地方法務局

☎ 095・826・8127